

西区における災害時に福祉避難所等として  
介護・高齢福祉施設等を使用することに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」(以下、「計画」という。)に基づき、大規模な地震などの災害により高齢の要援護者が避難を余儀なくされた場合に、西区(以下、「甲」という。)が、社会福祉法人亀望会(以下、「乙」という。)に対し、乙の運営する要援護者施設等を、計画に定める「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として使用することの協力を要請するにあたり必要な事項を定める。

2 計画に定める用語は、本協定において次のとおりとする。

- (1) 要援護者 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人や、災害後の避難所や在宅における避難生活に配慮及び支援が必要な人のうち、介護保険の要介護度が3以上の人、若しくは要介護度が2以下で、認知症高齢者日常生活自立度 以上の人、若しくは同等の状態にあると認められる人
- (2) 要援護者施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス、老人福祉センター、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、地域密着型サービス事業所等の介護保険施設・老人福祉施設
- (3) 福祉避難所 甲が指定する要援護者のために特別な配慮がなされた避難所
- (4) 緊急入所施設 避難所や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応する施設

(施設の指定)

第2条 甲は、乙と調整のうえ、大阪市と一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟があらかじめ協議、調整を行っている共通の指定条件等の基本事項に基づき、被災した在宅の要援護者及び計画に基づき甲の指定する収容避難所に避難した要援護者等のために、次条に掲げるとおり乙の運営する要援護者施設を指定する。

2 甲は、大阪市に対して、乙は、一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟に対して、それぞれ福祉避難所等の指定に係る調整を行うことや支援を受けることができる。

(福祉避難所等)

第3条 甲は、乙の運営する次の施設を「福祉避難所」として指定する。

施設名 ケアハウス コスモスガーデン  
所在地 大阪市西区靱本町3丁目6番18号  
施設長 多田 裕二

2 甲は、乙の運営する次の施設を「緊急入所施設」として指定する。

施設名 特別養護老人ホーム 江之子島コスモス苑  
所在地 大阪市西区江之子島1丁目8番44号  
施設長 玉井 慶子

3 乙は、運営する各施設長を災害防災リーダーとして指名し、施設における災害時の指揮統括並びに地域の行政機関を始めとした関係機関との窓口役を務める。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

4 甲は、福祉避難所等としての指定・廃止した内容を、随時大阪市に対して報告を行うとともに、大阪市から福祉避難所等の指定に係る照会を受けた際は、速やかに報告する。

(福祉避難所等としての受入れ)

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所等への要援護者の受入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは「避難支援プラン(個別計画)」で行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該要援護者等の氏名、住所、生年月日(年齢)、心身の状況(特記事項)
- (2) 緊急時の家族等の連絡先(介助を行う家族と共に避難・入所しない場合)
- (3) 避難支援者の氏名、連絡先
- (4) 使用する目的と期間

2 前項により通知する事項のうち、使用する期間については、被災の程度により更新することを妨げない。

3 情報の提供にあたっての詳細は、大阪市が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる要援護者の意思に最善の配慮を行うとともに、乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、大阪市個人情報保護条例(平成7年条例第11号)等の関係法令の規定を遵守する。

(要援護者の移送)

第5条 要援護者の移送については、計画の定めに応じて、甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第3項に定める乙の要援護者施設の災害防災リーダーは、要援護者の

受入状況について、第4条に基づき受領した書面（「避難支援プラン（個別計画）」を含む）の謄写本に、受入日、施設名、防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りではない。

- 2 乙は、指定を受けた要援護者施設が被災等により使用できなくなった場合、若しくは受入れ可能人数の上限に達した場合（施設の安全確保上、これ以上の受け入れができない場合を含む）は、甲に対して、速やかに報告を行う。
- 3 甲は、指定している福祉避難所等の受入状況を絶えず把握するとともに、その情報を大阪市に対して報告する。また、区内での対応が難しい場合は、大阪市に対して、区域（必要に応じて市域）を超えた受入調整を要請することができる。

#### （物資の調達）

第7条 甲は、大阪市を通じて、要援護者等が福祉避難所等において必要な物資の調達・確保に努める。

- 2 乙は、甲の機能回復までの所要の時日（概ね72時間）に必要な、最低限の物資を確保するよう努める。また、大阪市は、乙が要援護者施設毎に確保すべき必要最低限の物資の目安を、別途、ガイドライン等により示す。

#### （介護支援者の確保）

第8条 甲は、乙が、本来業務を遂行しつつ、受入れを行った要援護者等を適切に介護・支援できるよう看護師や介護福祉士等の専門職の資格を有する者を始めとした介護支援者の確保に努める。

- 2 介護支援者は、西区社会福祉協議会が運営する西区災害ボランティア活動支援センターから、甲を通じて、乙に派遣することを基本とする。また、大阪市は、乙が介護支援者を受入れ、活用するにあたっての必要な事項について、別途、ガイドライン等により示す。
- 3 乙は、大阪市及び一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟を通じて、他の府県並びに市町村等から要援護者等の受入れの要請がなされた場合、受諾するよう努める。また、この場合の取扱いについては、大阪市民の要援護者を受入れる場合に準拠する。

#### （費用の負担）

第9条 甲は、福祉避難所として要援護者の受入れを行った乙に対し、当該受入期間内に要した経費の一部について、負担を行う。

- 2 大阪市は、福祉避難所の開設に係る費用負担の基本的方針について、あらかじめガイドラインにより示す。また、実際に要した経費の負担内容、請求金額、請求方法等の詳細については、乙は、甲との間で協議のうえ確定することとし、一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟は必要に応じて乙に対して支援を行う。
- 3 乙が、緊急入所の受入れを行った場合は、国通知等に基づき、措置費を適正に交付する。

(収容可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所・緊急入所施設の別、受入れ可能員人数、受入れ人数に応じた保有資格別の介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議し、書面により確定する。

2 前項により確定した協議事項は、施設の状況の変化等に応じて、随時、変更の協議を行う。

3 大阪市は、各施設の受入れ可能人数の積算基準等について、区における災害発生時に想定される避難を要する要援護者数とあわせて、別途、ガイドライン等により示す。

(関係機関との連携)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出がない場合は、甲乙ともに異議がないものとし、自動更新する。

(疑義の解決)

第13条 この協定(本協定に定める指針等を含む。本条において、以下同じ。)に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年10月31日

甲 大阪市西区新町4丁目5番14号

西区長.....

乙 大阪市西区江之子島1丁目8番44号  
社会福祉法人 亀望会

理事長.....